

## 第 8 回 RD 最終処分場問題行政対応検証委員会 概要 (確定)

日 時	平成 19 年 11 月 15 日 (木) 15:00 ~ 16:10
場 所	滋賀県庁本館 4 - A 会議室 (4 階)
出席者	委員：池田委員、木邊委員、宮本委員、渡部委員 事務局：山脇総務課長、菊井参事、平井副参事、原参事、林野主任主事
傍聴者	非公開
次 第	1 開 会 2 議 事 (1)職員ヒアリングについて (2)その他 3 閉 会
議事概要	<p>【職員ヒアリングについて】</p> <p>前回に、引き続きヒアリングは非公開とし、主としてヒアリング内容は次のとおりであった。</p> <p>平成 10 年の改善命令について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 10 年当時は、部内に環境担当理事がおられたので、詳細は把握していないが、許可容量以上の廃棄物が埋め立てられていたことが判明し、廃棄物の移動を指示した。</li> <li>・最終的に処分場外に出すとなると、相当の日数を要するため、法面の補整が先決だという判断をしたと思う。</li> </ul> <p>平成 13 年の改善命令について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫化水素の濃度がなかなか下がらず、掘削調査に入れられない状態が長く続き、それを待っているだけでは問題の解決ができないことから、危険を承知の上で、ボーリング調査や坪掘りを行った。しかし、原因物質を特定するには至らなかった。したがって、不適正処理というところまでは踏み込めず、維持管理基準に適合してないということから改善命令を出した。</li> <li>・改善命令を出すに当たっては、地元住民と事前に協議を行い、改善の理由や、改善対策を説明した上で改善命令を出した。</li> <li>・このことについては、住民団体とも確認書を交わしている。</li> </ul> <p>硫化水素調査委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当時は、埋立基準が今日ほど厳しくなく、石膏ボードに貼り付けた紙に付着している糊が原因の一つではないかということであった。</li> <li>・委員をお願いした 3 人の先生方は、1 人は硫化水素の専門家であり、1 人は廃棄物の県の審議会部会長をしていた方であった。通産省の関係の審査会の委員をしていたということで、のちに業者寄りではない</li> </ul>

かという批判が住民の方からあったが、県が事前に承知した上で選んだということではなく、県は後からその事実を知った。

#### 産業廃棄物行政の執行体制について

- ・全庁的に行政改革に取り組んでいる中で、廃棄物対策課については、RD問題をはじめとした廃棄物対策が喫緊の課題であったことから、増員も行い、必要な予算措置も含めて対応してきた。
- ・硫化水素発生以降、RD問題は全部本庁で対応していたが、地方機関との連携もきちっととっていた。

#### RD社に対する指導監督の状況について

- ・安定型処分場には許可品目しか埋め立てられていないのかという点については、年1回以上は、立入検査をしていたが、問題が露見された箇所以外については、たびたび現場を見に行くわけにも24時間監視するわけにもいかないのが実情であった。
- ・当時は行政指導や行政処分についての基準やマニュアルは、きちんとした形では整備されていなかったと思う。
- ・RD社の社長と栗東町の有力者との関係で、県が手抜きをするとか、対応を甘くするということは一切考えたことはない。

#### 地元住民に対する対応について

- ・住民からのドラム缶の埋設情報については、元従業員の証言集で承知していた。住民団体に対して、直接元従業員の方に証言をしてもらうようお願いし、場所が特定できれば県は掘削調査を行うということ申し入れたが、結果的に証言してもらうことができず、掘削には至らなかった。ただ、その付近を含めボーリング調査をしたが、そのような事実は確認できなかった。

#### 県庁内部の意思決定等について

- ・硫化水素問題が発生した頃は、早期にこの問題を解決しなければならないという知事の思いもあり、それに向かって住民との協議や町民集会に出席し、説明をさせていただいた。知事は、住民との対話の場で、自分の責任においてこの問題を解決する、精いっぱいそのために頑張るという話をされていた。
- ・知事からは、周辺住民の生活環境上からも一時も早くガス抜きをしないとイケないという指示があった。

#### 栗東町（現栗東市）との関係について

- ・栗東町とも連携はとっており、どのような筋道で解決をしていくのかという話は十分していたし、住民説明会も県と町と両方が出向いて行って、説明を行っていた
- ・処分場内のことは県が対応するので、地元住民の健康問題については栗東町でお願いしたいなどお互いの役割分担についても話はしてい

た。

今後の再発防止策について

- ・廃掃法の改正によって、管理票（マニフェスト）が制度化されるなど、法的な整備がなされてきた。
- ・この制度が排出事業者である産業界も含め、きちんと運用されることにより、廃棄物対策はより確かなものとなる。
- ・産業廃棄物処理業を産業としてしっかり育てていくことが大切であり、また産業廃棄物処理業者も生の情報をきちんと公開するなど周辺住民の理解が得られるようにしていくことが一番大切なポイントではないか。

以 上